

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年4月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 6号 平成23年度三条市農業委員会事業計画（案）について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 正副部会長会議の結果報告について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 齊 藤 信 一 委員 | 3番 村 井 善一郎 委員 |
| 4番 大 桃 惣一郎 委員 | 5番 佐 藤 満 委員 |
| 6番 金 子 良 助 委員 | 7番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 8番 刈 屋 一 夫 委員 | 10番 坂 井 和 弘 委員 |
| 11番 藤 田 吉 則 委員 | 12番 大 橋 正 臣 委員 |
| 13番 山ノ内 正 委員 | 14番 川 勝 勳 委員 |
| 15番 金 子 純 一 委員 | 16番 大 竹 一 雄 委員 |
| 17番 野 水 敏 秋 委員 | 18番 高 山 博 委員 |
| 19番 安 達 宰 委員 | 20番 森 山 昭 委員 |
| 21番 西 光 明 委員 | 22番 野 崎 文 夫 委員 |

23番	大竹正信	委員	24番	小師勉	委員
25番	五十嵐俊雄	委員	26番	鶴巻俊樹	委員
27番	武石栄二	委員	28番	安達英作	委員
29番	村山佐喜雄	委員	30番	佐々木包茂	委員
31番	長谷川清一	委員	32番	清水栄	委員
33番	熊倉睦	委員	34番	神子島巖	委員
35番	佐藤裕雄	委員			

欠席委員 1名
2番 小林六一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	金子正敏
事務局 次長	石崎 亮
経営基盤係副参事	麦倉政勝
農地係主任	鈴木和志

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長 (大桃会長)

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34人、欠員1名、出席33名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名させていただきます。11番、藤田委員、25番、五十嵐委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議事に入る前に農協推薦の選任委員が市長から辞令交付を受けてございます。この方の議席番号、所属部会について、私にご一任いただけるかどうかお諮りをいたします。いかがしたらよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

ご異議なしと認め、私にご一任いただきました。

それでは、清水委員の議席番号は32番、所属部会は第2調査部会と農政対策部会でお願いしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

清水さんは、32番の席へご着席いただきたいと思っております。

それでは、簡単で結構ですので、その場でごあいさつをいただきたいと思います。

32番（清水 栄委員）

下田の清水栄でございます。JAにいがた南蒲より推薦を受けまして、先ほど三条市長より辞令を受けてまいりました。農業情勢が大変な折ではありますが、経験豊富な皆様方とともにこの務めを果たしていきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、5ページにありますように、新規設定は16件、8万9,459㎡、再設定は12件、4万1,495㎡、利用権移転は2件で7,417㎡、所有権移転が1件、2,998㎡であります。合計では31件、14万1,369㎡であります。

ほかに先月総会で承認議決した1件について、貸付人の死亡が判明したため、再設定1件、4,258㎡の取り消しがございました。

戻りまして、議案中の1番は東鱈田の農地1筆、2,998㎡をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10a当たり約200万円であります。

2番は、柳沢の農地1筆、2,062㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

3番は、泉新田ほかの農地4筆、2,425㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

4番は、貝喰新田の農地4筆、1,569㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

5番は、江口の農地1筆、3,975㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

6番は、笹岡の農地1筆、1,571㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

7番は、吉田の農地5筆、1万1,025㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

8番は、上須頃の農地1筆、1,021㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

2ページの9番は、中曾根新田の農地1筆、1,945㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

10番は、帯織南ほかの農地3筆、1万8,834㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

11-1番と6ページの11-2番は、井戸場の農地3筆、2,982㎡を農地利用集積円滑化事業で新規により6年間利用権設定するものであります。

12-1番と6ページの12-2番は、下保内の農地1筆、1,287㎡を農地利用集積円滑化事業で新規により6年間利用権設定するものであります。

13番は、荒沢の農地15筆、1万1,688㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

14番は、塚野目ほかの農地7筆、5,527㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

3ページの15番は、塩野渕の農地2筆、740㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

16番は、下保内の農地2筆、2,244㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

17-1番と6ページの17-2番は、楯山の農地16筆、2万564㎡を土地利用集積円滑化事業で新規により10年間利用権設定するものであります。

次の18番から5ページの29番までについては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

5ページの30番は、大面の農地4,444㎡を1年間利用権移転するものであります。

31番は、吉田の農地3筆、2,973㎡を2年間利用権移転するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

また、7ページの685番は、北潟の農地4筆、4,258㎡を5年間利用権の再設定をすることで先月承認議決いただきましたが、その後貸付人の死亡が判明したため、今回取り消しをするものであります。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第3調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

それでは、第3調査部会のご報告をいたします。

第3調査部会は、4月25日午前9時より厚生福祉会館第2集会室におきまして、部

会員のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時10分閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定16件、再設定12件、利用権移転2件、所有権移転1件で、合計件数31件、面積にして14万1,369㎡で、また再設定の取り消し1件、面積にして4,258㎡は、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、10ページにありますように、競落報告分を含めまして11件の申請で、合計5万2,296.61㎡となっております。

それでは、戻りまして8ページの1番から順にご説明申し上げます。議案中の1番は、塚野目地内の農地1筆、2,023㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約450万円であります。

2番は、代官島地内の農地1筆、221㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約1,362万円であります。

3番は、尾崎地内の農地2筆、267㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、

売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

4番は、今井地内の農地1筆、1,229㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約120万円であります。

5番は、鹿峠地内の農地1筆、1,410㎡を譲り受け人が相手の要望により売買による取得をするものであります。価格は、10a当たり約60万円であります。

6番は、飯田地内の農地1筆、2,972㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約260万円であります。

7番は、福島新田ほか地内の農地15筆、2万2,090㎡を譲り受け人が財産分与により取得するものであります。

8番は、中浦地内の農地4筆、1,227㎡を譲り受け人が相手の要望により贈与で取得するものであります。

9番は、帯織ほか地内の農地9筆、1万6,266.61㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者に10年間の特定使用貸借権を設定するというものであります。

10番は、森町地内の農地1筆、3,560㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、20年間の使用貸借権を設定するものであります。

以上10件が今月申請分であります。

また、競落報告分が1件あります。11番は、上保内地内の農地2筆、1,031㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約60万円であります。また、本件は2月総会の附帯議決によりまして、3月22日付許可済みであります。なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、財産分与によるもの1件、譲与によるもの1件、特定使用貸借によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数10件、面積にして5万1,265.61㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許

可相当といたしました。

なお、競落による報告分について1件、1,031㎡の報告があります。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、11番、藤田委員は、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

11番（藤田吉則委員）

11番、この議案に関係しておりますので、退席いたします。

（午前9時56分 11番藤田吉則委員退席）

議長（大桃会長）

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、11ページに記載してありますように、3件の申請で、合計で1,005㎡であります。

議案中の1番は、月岡4丁目地内の農地1筆、88㎡、住宅1棟に利用したいものです。場所につきましては、吉沢医院分院月岡診療所南側付近で、申請人自宅の隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

2番、吉野屋地内の農地2筆、421㎡、住宅1棟の敷地に利用したいものです。場所につきましては、県道大面保内線の佐藤材木西側交差点付近で、農用地の区分は第3種農地に該当しております。

3番は、代官島の農地496㎡、学習塾1棟及び駐車場14台の敷地に利用したいものです。場所につきましては、株式会社隆和堂西側付近で、農用地区分は第3種農地に

該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして1,005㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をいただきます。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申のあった後に許可といたします。

（午前10時00分 11番藤田吉則委員着席）

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、13ページに記載してありますように、6件の申請で、合計3,656㎡であります。

それでは、戻りまして、12ページの1番から順にご説明いたします。1番は、代官

島地内の農地1筆、951㎡を売買により取得し、展示場1棟及び駐車場20台分の敷地に利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約1万2,600円であります。場所につきましては、株式会社隆和堂の西側で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

2番は、諏訪地内の農地4筆、1,891㎡を売買により取得し、資材置き場に利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約1万3,000円であります。場所につきましては、セブンイレブン月岡店北側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

3番は、帯織地内の農地1筆、49㎡を売買により取得し、既存賃貸アパート駐車場2台分の拡張に利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約1万600円あります。場所につきましては、帯織駅北側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

4番は、代官島の農地1筆、320㎡を売買により取得し、学習塾1棟及び駐車場14台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約1万3,600円あります。場所につきましては、株式会社隆和堂の西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

5番は、井栗3丁目地内の農地1筆、330㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟建築敷地に利用したいものです。場所につきましては、来迎寺南側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

6番は、今井地内の農地1筆、115㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟を建築したいものでございます。場所につきましては、今井公民館西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして6件、面積にして3,656㎡で、2番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

なお、7番、鶴巻委員は、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

7番（鶴巻純一委員）

7番、鶴巻です。ただいま上程された議案につきましては、私が農業委員会法24条に規定する議事参与の制限規定に該当しますので、議案審議中退席させていただきます。

（午前10時06分 7番鶴巻純一委員退席）

議長（大桃会長）

それでは、事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、14から15ページに記載してありますように3件であります。

議案中の物件番号1番は、競売となる土地は西潟の農地2筆、2、474㎡で、農振地内の農用地区域内農地であります。公売日は、平成23年5月6日から13日。売却基準価格は262万円であります。競売参加願い出者は5名で、いずれも農業の方で、経営規模拡大を図るため、願い出されたものであります。場所につきましては、集落内でふじの木保育園の東側農地であります。

物件番号2番は、競売となる土地は西潟の農地3筆、3、424㎡で、農振地内の農用地区域内農地であります。公売日は、平成23年5月6日から13日。売却基準価格は359万円あります。競売参加願い出者は5名で、いずれも農業の方で、経営規模拡大を図るため、願い出されるものであります。場所につきましては、集落内でふじの木保育園の東側農地であります。

物件番号3番は、競売となる土地は西潟の農地3筆、2,002㎡で、農振地内の農用地区域内農地であります。公売日は、平成23年5月6日から13日。売却基準価格は209万円であります。競売参加願い出者は5名で、いずれも農業の方で、経営規模拡大を図るため、願い出されたものであります。場所につきましては、集落内でふじの木保育園の北側農地であります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数にして3件、5名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をいただきます。

10番（坂井和弘委員）

物件番号ですけれども、これは何か競売しやすいようにこういうふうに書いているのですか。なぜこういうふうになっているのか、わかりましたら教えてください。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

詳しく書類見ているところは事務局だと思いますが、出されるほうの立場からして場所とか、あるいはそういうようなことから、単価の設定等で分けたのではないかなと、こう私自身は思っているのですが、詳しい説明を今事務局のほうからお願いしたいと思います。

事務局（金子事務局長）

この競売については、裁判所のほうから来るものでありまして、その書類の中で物件番号1番、2番、3番と打ってあるということで、そのものに基づいてやっているということでございますので、裁判所がそういうふうに分けているということでございます。

議長（大桃会長）

よろしいですか。

10番（坂井和弘委員）

はい、わかりました。

議長（大桃会長）

それではお諮りいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

（午前10時12分 7番鶴巻純一委員着席）

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『平成23年度三条市農業委員会事業計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

議第6号『平成23年度三条市農業委員会事業計画（案）について』、これは4月20日開催の正副部長会議において了承された案件でございます。

それでは、朗読して説明にかえさせていただきます。

議第6号 平成23年度三条市農業委員会事業計画（案）。

1、基本方針。

長引く経済的不況の中で、生産構造の脆弱化、雇用の減少などの課題が年々厳しさを増しているが、さらに3月に起きた東日本大震災による甚大な被害、原発問題、計画停電などの影響により経済の先行きは極めて不透明である。農業を取り巻く情勢は、世界的な天候不順や新興国の需用増加などによる食料価格の顕著な高騰で食料不安が危惧されておるが、我が国の食料自給率は低率で推移している。

そのような中で、国では昨年11月のAPEC首脳会議でTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加の是非が検討され、ことし6月にはその方向性が示されようとしているが、このまま実行に移されれば我が国の農業が壊滅的な被害を受けるばかりか、

国家の基盤となる地域経済や地域社会の崩壊に発展しかねない。また、我が国の農業の現状を見ると、農業従事者の減少、高齢化、担い手不足、耕作放棄地が増加等の問題が深刻化し、農村機能が低下しつつある。地域社会としての農村を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

これらの問題点を解決するため、農地改革プランを受けて農地の効率的利用、優良農地の確保、至急食料供給力を維持向上させるために一昨年12月に農地法が改正され、また昨年3月には食料自給率の引き上げを柱とする食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、中長期的な方針を定めた。農業委員会系統組織としては、農業者を初めとして多方面にわたり、新制度の内容を周知するとともに、従前に増した役割、手順を的確に講じていくことが重要になっている。

三条市においては、食育の推進と農業の振興に関する条例の制定により、今後他産業との連携による農産物の高付加価値化や販路開拓、食育推進などに力を入れ、産業として成り立つ農業の確立を目指すため、早急に取り組まなければならない課題がある。当面する農政課題等に対し、農業委員会系統組織や関係機関と連携強化を図りながら、具体的な成果の確保に向けた実践活動を着実に推進していく必要がある。また、農地転用許可事務などの権限移譲を県から受けて、さらに農地法の改正により農地転用規制が強化されたことから、一層の慎重審査が求められる。

三条市農業委員会は、農業委員会等に関する法律に規定する所掌事務を遂行することは無論のこと、農業者の公的代表機関として現場重視の建議、提案、要請活動の取り組みや目に見える活動、実効を確保する活動を強化するとともに、農業生産力の発展及び農業経営の合理化、農業所得の拡大による農業の地位向上に寄与していくことを基本方針として本年度も活動する。

2、事業計画。

1、会議関係。

- (1)、定例総会、毎月1回開催。
- (2)、臨時総会、必要に応じて開催。
- (3)、調査部会、定例は毎月1回。その他必要に応じて開催。
- (4)、正副部長会議、部会長会議、必要に応じて開催。
- (5)、農政対策部会、必要に応じて開催。
- (6)、特別調査部会、必要に応じて開催。
- (7)、作況調査検討会、1回開催。
- (8)、和解の仲介委員会、必要に応じて開催。

2、研修会、講演会の開催。

- (1)、南蒲原農業委員協議会と共催で農政、消費問題等の講演会を開催。
- (2)、定例総会終了後必要に応じて、委員研修会を実施する。

3、視察研修関係。農業委員会活動の活性化に資するため、次により視察研修を実施

する。

- (1)、委員会研修、ことしは2泊3日ということで2回。
 - (2)、県内1日研修1回。
 - (3)、正副部長研修1回。
- 4、的確な農地行政と構造施策の推進。農地転用などの権限移譲や転用規制見直しなどから、一層の慎重審査を行う。また、農業生産条件を整備し、生産性の高い農業経営の実現や農地を有効利用するため、適正な農地行政を推進し、農地の多面的な利活用とあわせて優良農地確保を図る活動等を次のとおり行う。
- (1)、調査部会。定例総会における農地の権利移動案件の意見決定に当たっての慎重審査。
 - (2)、農地転用案件の意見決定に当たっては、農家及び市勢の発展など、総合的判断の上での精査。
 - (3)、無断転用防止と遊休農地防止解消に向けた活動。
 - (4)、農地施策見直しに対し、農地制度の根幹の維持に努める活動。
- 5、農政対策の推進。農業所得の向上や農家経済の安定のため、系統組織等と連携をとった次の運動を実施する。
- (1)、農業者の立場に立った建議、意見公表、要望活動の実施。
 - (2)、新しい農政改革3対策への的確な対応。
 - (3)、農林関係予算の確保対策。
 - (4)、担い手確保育成に向けた取り組み。
 - (5)、環境に優しい農業と安全、安心な農業の推進。
 - (6)、地産地消活動及び食農教育の推進。
 - (7)、農産物の付加価値向上に関する取り組み。
 - (8)、その他必要な取り組み。
- 6、農地銀行活動の充実。経営規模拡大を志向する意欲ある農業者のため、農地銀行活動事業をより一層充実する。特に新規の利用権設定のための掘り起こしや相談活動を強化するもの。
- 7、啓発活動の充実。農業委員会だより編集強化など、啓発活動の充実に努める。
- 8、農業者年金業務の推進。農業者年金業務を適正かつ円滑に推進するため、加入推進部長を中心として次の事業を行う。
- (1)、新農業者年金制度の普及と定着。
 - (2)、新農業者年金加入者の拡大及び目標の達成。
 - (3)、年金相談活動の充実。
 - (4)、新規受給者を対象とした研修会の開催。
- 9、全国農業新聞等の普及拡大。系統組織が発行する全国農業新聞及び全国農業図書の普及拡大に努め、農業者への的確な情報提供活動を推進する。

10、農地等情報管理システムの補正整備。

(1)、電算化された農家基本台帳を農地移動等の都度必要事項を補正し、農地の利用権関係を的確に把握するとともに、農地、農家等に関する情報の管理、活用の効率化を図り、事務の迅速化に努める。

(2)、農家基本台帳の効率的な活用により安定稼働と事務の効率化を図るものとする。

(3)、農地銀行活動事業や現地確認を要する業務等に地図情報システムを利用し、事務の効率化を図るものとする。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言ある方、ご発言をいただきます。

22番（野崎文夫委員）

1点ほどお聞かせ願いたいと思うのですが、また審議していただきたいと思うのですが、本年度の事業計画（案）につきまして、8番目の農業者年金業務の推進と掲げてあるのですが、その中で、昨年度から推進を行ってきたわけなので、非常に先の見えない不透明な形になっておるのです。というのは、今現在厚生年金をかけて、そしてまたなおかつ農業を営んでいるという方がほとんど。特に下田地区、栄地区においては、そういう農家がふえてきているという現状の中で、今後農業者年金の推進について少し見直していかなければならないのではないかなと思っているのですが、本人がノーと言えばこちらの動きもとれませんし、仮にその会社をやめたとしても厚生年金のあれが続いているのだという形の中で、農業者年金には目もくれないという現状でございますので、ぜひこの点につきまして、全農業委員のほうから意見がございましたら、検討していただきたいなと思っておる次第でございます。

議長（大桃会長）

非常にいいご発言いただきまして、まさにそういう弊害もあるのですけれども、その分野をクリアして推進活動に当たっていただいて、後で聞かせてくれればよかったなというようなことのないようにということで国、県のほうからも言われているのですが、特にこの8番の中の(2)について、新農業者年金加入者の拡大及び目標は、平成22年から平成24年、目標人数18人という達成枠が来ているわけなのですが、全国的に見ますと、若干のあれだけけれども、この南蒲では三条が一番入っているような状態なので、そういうところ今後また推進会議でもありましたらそういう話を出しながら、皆様方にお示ししたいと思いますが、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

そのほかございますか。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第6号につきましては、ただいま説明のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

今年度このようにひとつやらせていただきたいと思います。よろしくご協力願います。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号『正副部会長会議の結果報告について』を事務局より報告願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、報第2号『正副部会長会議の結果報告について』、別添の正副部会長会議結果概要によりご説明申し上げます。皆様のお手元のほうへ届いていると思います。

日時、場所につきましては、記載のとおりであります。

3時開会の後、会長からあいさつをいただき、議題に入りました。それで、(1)の平成23年三条市農業委員会事業計画(案)について、これは今ほどご説明し、了承いただいたところでありますが、これを説明申し上げ、了解いただきました。

それから、(2)の正副部会長視察研修、委員県内研修及び農業委員研修につきましては、正副部会長視察研修は、23年度6月の30日木曜日午後とし、視察先を柏崎市の刈羽原子力発電所となりました。それから、委員県内1日研修は、9月30日午後とし、研修内容はJAにいがた南蒲の三条地区の役員との交流を実施することとなりました。それから、委員先進地視察2泊3日ですが、これはご案内のとおり11月7日から9日ということで、視察場所は沖縄県石垣市、新潟県水稻品種開発ほ場ということになります。それから、農業委員研修は、郡協で決定事項でありますけれども、三条市としてということではありますが、10月7日午後とし、講師は新潟県農林水産部食品流通課を予定ということでありまして、研修内容につきましては、中国等への農産物の輸出に関する内容ということでありました。

それから、(3)の年間会議日程については、今ほどお話しした視察研修等を追加ということになります。それで、延期をしておりました農地のクリーン作戦、これについては、話し合いの結果、今年度は中止するということ決定いたしました。

それから、(4)、その他ということで、平成23年度農業委員会予算の概要を説明し、また農林課予算概要説明は、5月の総会后農林課長から説明をいただく予定となりました。

それから、農協推薦委員が4月24日で任期切れになることのお話をさせていただき、

4月総会で新たな農協推薦委員の議席と部会が決定することをお話しさせていただきました。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

それでは、ご発言がないようですので、続いて報第3号から報第7号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（大桃会長）

それでは、部会案内。第1調査部会長さん。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

来月は、第1調査部会の当番になっております。日時は、5月25日午前9時より、厚生会館第2集会室で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、無事総会を終わったわけですが、これから春耕期入りますが、おのこの健康に留意されながらひとつこの春耕期を乗り切っていただきたいと思います。また、来月の総会には皆様方からいろいろご指摘、ご指導いただきたいと思いますが、よろしく願いします。本日はどうも大変ご苦労さまでございました。

午前10時40分 閉会

会議の曾末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（11番）

議事録署名委員（25番）